

東京農業大学第二高等学校中等部いじめ防止基本方針

東京農業大学第二高等学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 教職員はいじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「いじめ対策委員会」が速やかに対応する。

2 校内組織

校内に、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、教務部長、生活指導部長、生徒生活指導係主任、保健衛生指導係主任、各学年主任、養護教諭、その他校長が選任したもの(構成員については、個々の事案や必要性に応じ、クラス担任、クラブ顧問、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー等を加える。)

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表(学校いじめ防止プログラム)のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び取組を行う。

4 私学・子育て支援課及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに警察署等に通報し、支援を求めるとともに、速やかに私学・子育て支援課に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、該当の保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合は、速やかに私学・子育て支援課に報告するとともに、校外委員を含めた組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。